

2024年12月

お客様各位

一般財団法人日本食品分析センター

香粧品を対象とした
ホルムアルデヒドの分析方法及び定量下限の変更について

拝啓 平素は格別のご高配に預かり，厚く御礼申し上げます。
弊財団では，衛生試験法・注解 生活用品試験法「香粧品試験法」で行う香粧品中のホルムアルデヒドの分析方法及び定量下限を下記のとおり変更することとなりました。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更開始日
2025年1月6日受託分*1より
*1 受付した旨のご連絡（預り証）をもって受託としております。

2. 変更内容及び変更の理由
香粧品を対象としたホルムアルデヒドの分析試験におきまして，従来は定量下限の違いによって，2種類の分析方法（アセチルアセトン吸光光度法，高速液体クロマトグラフィー）を採用しておりましたが，今後は分析精度向上の観点から，夾雑物の影響を受けにくい高速液体クロマトグラフィーに分析方法を一本化いたします。

変更前	分析方法	アセチルアセトン吸光光度法		高速液体クロマトグラフィー
	定量下限	20 ppm		5 ppm(低定量下限)
	分析料金	10, 000円		15, 000円
	納 期	10営業日		
変更後	分析方法	高速液体クロマトグラフィー		
	定量下限	20 ppm		5 ppm(低定量下限)*2
	分析料金	10, 000円		15, 000円
	納 期	10営業日		

*2 低定量下限（5 ppm）での試験をご希望の場合は，ご依頼時にお申し出ください。試験結果をご報告の際，分析試験成績書の注釈に「依頼者の指定により，定量下限を5 ppmとした(変更前:20 ppm)。｣と記載いたします。ご了承のほどお願い申し上げます。

3. 本件に関するお問合せ先
一般財団法人日本食品分析センター 多摩研究所 衛生化学部 添加物試験課
ホルムアルデヒド担当宛て
Email : aas_inquiry@jfri.or.jp

以 上